



2 8 諮 問 第 1 6 号
2016 年（平成 28 年）7 月 27 日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 立 川 丈 夫 様

逗子市長 平 井 竜



空家等対策の推進に関する特別措置法の運用に係る
個人情報の目的外利用について（諮問）

このことについて、逗子市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、
別添事案についてご審議いただきたく諮問いたします。

【事務担当】

環境都市部 まちづくり課 大谷
内線 461

(別 添)

担当所管名		環境都市部 まちづくり課
事務の名称		空家等対策の推進に関する特別措置法の運用事務
諮問の概要		市まちづくり課では平成28年4月1日から空家等対策の推進に関する特別措置法の運用事務を行っている。同法は、市が空家等について適正な管理が行われていないと認めたときには、それらの実態調査のほか、空家等の所有者又は管理者に対する助言又は指導、勧告、命令、行政代執行等の行政指導及び行政処分を行うことができる規定となっている。 この行政指導等を当該所有者又は管理者に対して行うにあたり、課税課等が保有する個人情報（氏名、住所等）を目的外利用することについて諮問するもの。
事務の目的及び根拠法令等		法律に基づき、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生活環境の保全を図り、空家等の活用を促進し、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。
対象となる個人の類型・対象者数		空家等の所有者又は管理者等
第10条関係	目的外利用する個人情報の内容	（収集先：①②総務部課税課、③市民協働部戸籍住民課、④福祉部介護保険課） ①市が管理不全と認めた家屋等の固定資産（土地、家屋、償却資産）に係る、固定資産課税台帳及び償却資産課税台帳に登録されている地番、家屋番号、所有者（固定資産税の納税義務者）の氏名・名称及び住所 ②①の所有者情報に係り、相続・所有権移転・登記名義人表示変更の未登記、納税管理人の申告、固定資産税納税通知書送付先の変更等の理由により真の所有者情報にたどりつかない場合は、相続人（複数の場合は相続人代表者）、納税管理人又は固定資産税納税通知書送付先の氏名・名称及び住所 ③市が管理不全と認めた家屋に係る、住民基本台帳上の世帯主の氏名及び住所 ④市が管理不全と認めた家屋に係る、独居高齢者の情報（氏名及び住所、緊急連絡先の氏名、住所及び電話番号）
	利用先	環境都市部まちづくり課
	利用の理由	空家等の適正管理に関する指導等を行うにあたり、家屋等の所有者等の個人情報を利用するため
	本人通知	■実施 □省略（理由： ）